○構造改革特別区域法(抄)

法律第百八十九号 不成十四年十二月十八日

半成二十一年法律第三十三号による改正前のもの]

なく、 収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが 平成十七年法律第五十号)その他の法律の規定による被収 こととしても刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 する矯正管区の長(以下この条において「管轄矯正管区 は、当該特定刑事施設の長は、当該特定刑事施設の所在地 臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後 活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大 改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を 域経済の活性化を図るため、当該特定刑事施設において当該構造 かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地 をいう。以下この条及び別表第一号において同じ。)が所在 な運営に資するものとして法務大臣が定める要件に該当するもの 係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他 定刑事施設(刑事施設のうち、当該構造改革特別区域内にある関 .事業所を有するものに限る。) に、当該特定刑事施設並びにこ 事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用する に附置され)の登録を受けた法人 事収容施 かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に た労役場及び監置場における事務のうち、 設及び被収容者等の処遇に関する (当該構造改革特別区域内に事務所又 次に掲げ 長」とい を管轄 公容者の Ļ

るものの全部又は一部を委託して行うことができる。

- びに指紋の採取の実施定によるものを含む。第四号において同じ。)、写真の撮影並る法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第一項の規健康診断(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、
- 受刑者の分類のための調査の実施
- 、。)止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除一被収容者の行動の監視及び施設の警備(被収容者の行動の制
- 四、被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断、

の実

- 五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓施(第一号に掲げるものを除く。)
- の実施

 五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業
- に必要な検査の補助

 、被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするため
- る方法によるものに限る。) 報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定め個人を識別することができないようにすることその他の個人情検査の補助(信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な
- ついて領置その他の措置を行うために必要な検査の実施八一被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品に
- 九 被収容者の領置物(金銭を除く。)の保管
- - その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める
- 務の範囲を限って行う。同項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事の項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、そ託を受けて

- ならなハ。 げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければ6 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲
- 及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識
- ちに次のいずれかに該当する者がないこと。権又は支配力を有する者を含む。第五項において同じ。)のう二 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職
- 受け復権を得ない者の、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を
- とがなくなった日から五年を経過しない者金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰
- なった日から五年を経過しない者この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなく年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下ハー暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三ハー
- の規定により特定刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託おいて同じ。)が、第七項若しくは第八項の規定に違反し、前項員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条に5 特定刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役

- 他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の
- て委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。で委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定め管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のい
- 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
- る指示に違反したとき。 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定によ
- o 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事を委託事務に従事させてはならない。 一受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者
- 務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。8 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託
- す。の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなの罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなり。委託事務従事者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他
- 10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項
- □た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。□第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏ら

十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する者その他政令で定を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法(昭和二院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)の管理に特定刑事施設(刑事施設のうち、その施設内に国が開設した病第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内

当該 かつ、 いう。 とができる。 設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させるこ 障のない範囲内で、 施設内の病院等の管理を行わせるとともに、 日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定刑事 総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の る医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣 項において「診療設備等」という。)が被収容者以外の者に対す 正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものを これに附置された労役場及び監置場における被収容者に対する適 条において同じ。)に行わせることが当該特定刑事施設並びに る者であって当該 特定刑事施設の建物の一部、設備、 当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、 以下この項及び別表第一号の二において同じ。)が所在し、 当該公的医療機関開設者等に当該特定刑事施 地方公共団体が指定 器械及び器具(以下この するも 被収容者の診療に支 いう。 以下こ

得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知りの従業者又はこれらであった者が、当該事務に従事する医師その他示をすることができる。 実地について調査し、又は必要な指理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指め、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経め、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経め、公の

法務大臣は、

前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するた

役又は五十万円以下の罰金に処する。